

平成 30 年 3 月 22 日 公布

天龍村告示 第 24 号

## 天龍村空き家片づけ事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第 1 条** この告示は、空き家の有効利用及び定住促進を図るため、天龍村空き家情報登録制度（以下「空き家バンク」という。）の利活用を推進し、空き家にある家財道具等の処分運搬及び屋内外の清掃（以下「片づけ」という。）に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、天龍村補助金等交付規則（平成 9 年天龍村規則第 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金対象者)

**第 2 条** 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空き家バンクに登録している空き家所有者
- (2) 空き家バンクを利用して、空き家の売買又は賃貸借の契約をし、事業完了後、当該物件に住所を有する者のうち次の条件を全て満たす者
  - ア 売買や賃貸借をする者が所有者から見て 3 親等以内の親族でない者
  - イ 当制度を利用し、購入又は借りた空き家に 2 年以上居住しようとする者

2 前項の規定に関わらず次の各号に該当する場合は補助金の交付対象外とする。

- (1) 空き家バンクを利用して、空き家の売買又は賃貸借契約を締結後 2 年以上経過している場合
- (2) 村税等を滞納している場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- (4) その他村長が不適當であると認めた場合

(補助対象事業)

**第 3 条** 補助金の交付対象経費は、次の各号に該当する事業とする。

- (1) 家財道具等の運搬及び処分
- (2) 屋内外の清掃
- (3) その他村長が必要と認めたもの

2 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、補助対象経費の 10 分の 10 以内の額とし、20 万円を限度とする。ただし、算出した額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額を補助額とする。

3 前項の規定により算出した補助対象経費に次に掲げる経費が含まれるときは、これを除いた残りの経費を補助対象経費とする。

- (1) 国、県又は村の他の制度の補助、融資等の対象となる経費。ただし、天龍村若者等定住促進条例（平成 6 年天龍村条例第 51 条）又は天龍村住宅新築・リフォーム補助金交付要綱（平成 24 年天龍村告示第 23 号）との併用は可能とする。
- (2) その他村長が補助対象経費として適当でないと認めた経費

4 この補助金は、同一の空き家に対して、1 回限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

**第 4 条** 前条第 2 項に規定する片づけに対する補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、天龍村空き家片づけ事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、村長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書 ([様式第2号](#))
  - (2) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
  - (3) 空き家の片づけに着手する前の写真
  - (4) その他村長が特に必要と認めるもの
- (補助金の交付決定)

**第5条** 村長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を天龍村空き家片づけ事業補助金交付決定通知書 ([様式第3号](#)) により、申請者に通知する。

(補助金の変更又は中止等)

**第6条** 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付の対象となる事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止するときは、天龍村空き家片づけ事業補助金変更・中止承認申請書 ([様式第4号](#)) を村長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この申請書の提出を省略できる。

2 村長は、前項の変更・中止承認申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その結果について天龍村空き家片づけ事業補助金変更等交付決定通知書 ([様式第5号](#)) により、申請者に通知する。

(実績報告書)

**第7条** 申請者は、当該片づけを完了したときは、完了後1月以内又は年度末のいずれか近い期日までに、天龍村空き家片づけ事業補助金実績報告書 ([様式第6号](#)) に、次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の片づけ費用の領収書の写し
  - (2) 空き家の片づけ後の写真(第4条第3号と同じ箇所を撮影したもの)
  - (3) その他村長が特に必要と認めるもの
- (片付け完了の確認及び通知)

**第8条** 村長は、実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を決定し、天龍村空き家片づけ事業補助金確定通知書 ([様式第7号](#)) により申請者に通知する。

(補助金の請求)

**第9条** 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、天龍村空き家片づけ事業補助金請求書 ([様式第8号](#)) により、村長に請求するものとする。

(補助金の返還)

**第10条** 補助金の交付決定を受けた交付対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の取消し若しくは交付決定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を申請者に対し命じることができる。

- (1) 当該空き家を交付決定日から5年以内に取り壊したとき、又は利用者以外に売却したとき。
  - (2) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。
  - (3) その他村長が不適と認めたとき。
- (その他)

**第11条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。